

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。                  2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てることことができる。                  3 科長は、診療科の業務をつかさどる。                  4 副科長は、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>5 副科長は、科長の職務を助ける。</p> <p>第5条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。                  2 外来医長及び病棟医長は、医学研究科、医学部又は病院の講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充てることことができる。                  3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。</p> <p>第6条 病院に、中央診療センター（以下この条において「センター」いう。）を置く。                  2 センターは、第6項に定める部及び室を総括する。                  3 センターにセンター長を置く。                  4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。                  5 センター長は、センターの業務をつかさどる。                  6 センターに、次の部及び室を置く。</p> <p>検査部                  手術部                  放射線部                  救急部                  リハビリテーション部                  デイ・ケア診療部                  医療器材部                  輸血細胞治療部                  周産母子診療部                  人工腎臓部                  病理部                  疾患栄養治療部                  集中治療部                  内視鏡部                  臓器移植医療部                  遺伝子診療部                  感染制御部                  心臓血管疾患集中治療部                  女性のこころとからだの相談室</p>	<p>第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。                  2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てることことができる。                  3 科長は、診療科の業務をつかさどる。                  4 副科長は、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てる。<u>ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充てることことができる。</u>                  5 副科長は、科長の職務を助ける。</p> <p>第5条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。                  2 外来医長及び病棟医長は、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充てることことができる。                  3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。</p> <p>第6条 病院に、中央診療センターを置く。                  2 <u>中央診療センターは、第6項に定める部、室及びセンターを総括する。</u>                  3 <u>中央診療センターにセンター長を置く。</u>                  4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。                  5 センター長は、<u>中央診療センターの業務をつかさどる。</u>                  6 <u>中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。</u></p> <p>検査部                  手術部                  放射線部                  救急部                  リハビリテーション部                  デイ・ケア診療部                  医療器材部                  輸血細胞治療部                  周産母子診療部                  人工腎臓部                  病理部                  疾患栄養治療部                  集中治療部                  内視鏡部                  臓器移植医療部                  遺伝子診療部</p> <p>心臓血管疾患集中治療部                  女性のこころとからだの相談室</p>

新生児集中治療部  
脳卒中診療部  
臨床心理室  
母体胎児集中治療部

7 前各項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が定める。

(中 略)

第11条 病院に、次の部及びセンターを置く。

医療情報企画部  
地域ネットワーク医療部  
医療安全管理部

総合臨床教育・研修センター  
診療報酬センター  
がんセンター  
先端医療機器開発・臨床研究センター  
リウマチセンター

i P S細胞臨床開発部  
臨床研究総合センター  
先制医療・生活習慣病研究センター  
看護職キャリアパス支援センター  
EHR利用推進センター  
もやもや病支援センター  
高度生殖医療センター  
レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（京都）運用部  
倫理支援部

2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、病院長が定める。

(後 略)

新生児集中治療部  
脳卒中診療部  
臨床心理室  
母体胎児集中治療部  
地域ネットワーク医療部  
がんセンター  
リウマチセンター  
もやもや病支援センター  
高度生殖医療センター

7 前各項に定めるもののほか、中央診療センターに関し必要な事項は、病院長が定める。

第11条 病院に、次の部及びセンターを置く。

医療情報企画部

医療安全管理部  
感染制御部  
総合臨床教育・研修センター  
診療報酬センター

先端医療機器開発・臨床研究センター

i P S細胞臨床開発部  
臨床研究総合センター  
先制医療・生活習慣病研究センター  
看護職キャリアパス支援センター  
EHR利用推進センター

レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（京都）運用部  
倫理支援部

2 前項の部又はセンターに関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は平成29年4月11日から施行する。